

## **〔事案 25-50〕 契約無効請求**

・平成 25 年 12 月 13 日 和解成立

### **<事案の概要>**

払済保険について、募集人から適切な説明を受けていなかったことを理由に、契約を取り消し、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 20 年 1 月、短期間で払済保険に変更して、将来的には既払込保険料全額の返還を受けることを前提として低払いもどし金型定期保険を契約したが、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、払済保険についての詳しい説明は受けておらず、契約の際、契約後 1 年程度で払済保険に変更しても、年金受給年齢になる頃には解約返戻率が 100%になる、という説明を受けたが、実際は 90 歳頃であった（申立人の認識）。
- (2) 募集人の説明により、保障額が大きい方が返戻率が高いと思っていた。
- (3) 契約申込書に記入する年収を多めにするよう、募集人に指示された。
- (4) 募集人は保険会社を退職し、独立して保険募集代理店を始めたが、そこでも同様の話法により複数他社の複数商品に契約したものの、他社の苦情の申立てにより全ての他社契約が取り消され、既払込保険料が返還された経緯がある。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時および払済変更時の申込書類は完備しており、申立人保有の設計書についても加筆や改ざん等の疑いはない。
- (2) 保険料は高額（月払 10 万円）ではあるが、15 ヶ月間にわたって未収もなく支払われている。
- (3) 本契約が払済保険になった理由は、意向の変化や支払能力が理由ではなく、他社への契約申込みによるものである。
- (4) 設計書によれば、本契約は、2 年後に払済保険に変更した場合には 71 歳、3 年後に変更した場合には 67 歳で解約返戻金が既払込保険料を超えるものであり、申立人が説明を受けて加入動機となった内容との間に齟齬はない。この点、他社契約の募集では、払済保険に変更した場合の設計書は提示されなかったとのことであり、本契約の募集方法と比較することはできない
- (5) 契約申込書の年収欄は、申立人自ら記入したもので、契約後 5 年以上経過した今、その真偽をもとに契約の有効性を検討するまでもない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人の主張は、錯誤無効（民法 95 条）にもとづき、本契約の無効および既払込保険料の返還を求めるものと判断する。

## 2. 錯誤について

- (1) 契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素（当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実）について、事実と異なる認識を抱き（錯誤）、このような認識にもとづいて契約を締結した場合であり、また、契約を行う動機に錯誤がある場合には、その動機を表示していなければ錯誤による無効を主張できない。
- (2) 申立人は、契約後 1 年程度で払済保険に変更しても、年金受給年齢時に解約返戻率が 100% を超える契約であると認識し、その認識にもとづいて本契約を締結した旨主張しているが、当該認識は、契約を締結する動機に留まり、この動機を理由に本契約を無効にするためには契約時にその動機が保険会社に対して表示されていなければならない。
- (3) 申立人は、本動機を保険会社に対して表示したか否かについては、何らの主張をしておらず、両当事者からもそれが表示されたと認定できる証拠は提出されていない。そのため、申立人が、契約時に、保険会社に対して本動機を表示していたと認定することは困難であり、申立人の錯誤の主張は認められない。
- (4) 仮に申立人が、本契約を締結した際に設計書等の契約書類を読まず、錯誤に陥っていたとしても、設計書等を読めば本契約を 1 年後に払済保険に変更した場合、解約返戻率が 100% を超えるのは、70 歳を超えてからであって年金受給年齢時ではないことは、容易に知り得ることができ、これらの書類を読まなかったことは、申立人において錯誤に陥ったことにつき重大な過失があるので、民法 95 条ただし書きにより、無効を主張することはできない。

## 3. 和解案について

以上のとおり、申立内容は認められないというのが当審査会の判断であるが、以下の事情を踏まえると募集人の募集行為は相当悪質であったと考えられる。

- (1) 申立人は、高返戻率の生命保険を契約するためには、高い保障金額でなければならないと思っており、本契約の仕組みを正しく理解していなかったことが窺われ、このような誤認は、募集人の誘導によるものである可能性が高い。
- (2) 契約申込書には、申立人の年収は「600 万円～800 万円」とされているが、実際には 400 万円台前半で、年収に対する加入限度額の保険会社の内規に抵触していた可能性もあり、この記載は、高額な保険契約をするために募集人に誘導された可能性が高い。
- (3) 募集人は、申立人が誤った認識に至るように誘導し、あるいは正しく理解していないことに乗じた説明をした可能性も窺われる。
- (4) 募集人は、本契約だけに限らず、申立人の誤認に乘じ、その後も複数他社の同種高額な保険の勧誘を続けた。